



三重県公報

令和4年3月22日 (火)

第 296 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
11	三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則	(障がい福祉課)	2
12	三重県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則	(市町行財政課)	2
告 示			
123	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	5
公 安 委 告 示			
2	幹部交番、交番、警察官駐在所等の名称、位置及び所管区の一部を改正する告示	(公安委員会)	6
公 告			
	基本測量が終了した旨の通知	(公共用地課)	8
	同件	(同)	8
	公共測量を実施する旨の通知	(同)	9
	開発行為に関する工事の完了	(建築開発課)	9
特 定 調 達 公 告			
	落札者を決定した旨	(子育て支援課)	9
	同件	(保健環境研究所)	9

規 則

三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和四年三月二十二日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第十一号

三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年三重県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(準用)</p> <p>第四十七条 第七条の二、第八条、第九条、第十一条から第十三条まで、第十五条から第二十三条まで、第二十五条から第二十九条まで、第三十条第一項及び第三十一条の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第七条の二、第八条、第九条及び第十一条から第十三条までの規定中「条例」とあるのは「条例第六十四条において準用する条例」と、第八条及び第十三条第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。</p>	<p>(準用)</p> <p>第四十七条 第八条、第九条、第十一条から第十三条まで、第十五条から第二十三条まで、第二十五条から第二十九条まで、第三十条第一項及び第三十一条の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第八条、第九条及び第十一条から第十三条までの規定中「条例」とあるのは「条例第六十四条において準用する条例」と、第八条及び第十三条第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。</p>
<p>(準用)</p> <p>第五十一条 第七条の二、第八条、第九条、第十一条から第十三条まで、第十五条から第二十三条まで、第二十五条から第二十九条まで、第三十条第一項、第三十一条及び第三十四条から第三十五条の二までの規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第七条の二、第八条、第九条、第十一条から第十三条まで及び第三十四条から第三十五条の二までの規定中「条例」とあるのは「条例第六十八条において準用する条例」と読み替えるものとする。</p>	<p>(準用)</p> <p>第五十一条 第八条、第九条、第十一条から第十三条まで、第十五条から第二十三条まで、第二十五条から第二十九条まで、第三十条第一項、第三十一条及び第三十四条から第三十五条の二までの規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第八条、第九条、第十一条から第十三条まで及び第三十四条から第三十五条の二までの規定中「条例」とあるのは「条例第六十八条において準用する条例」と読み替えるものとする。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

三重県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和四年三月二十二日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第十二号

三重県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

三重県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則（平成十二年三重県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表(第二条関係)		別表(第二条関係)	
一 (略)	(略)	一 (略)	(略)
一 特例条例別	次に掲げる書類の受理及び	一 特例条例別	次に掲げる書類の受理及び
表第一の三の	知事への送付又は名あて人へ	表第一の三の	知事への送付又は名あて人へ
項に規定する	の交付	項に規定する	の交付
母子及び父子	イ 母子及び父子並びに寡婦	母子及び父子	イ 母子及び父子並びに寡婦
並びに寡婦福	福祉法第十三条第一項、第三	並びに寡婦福	福祉法第十三条第一項、第三
祉法(昭和三十	一条の六第一項及び第三	祉法(昭和三十	一条の六第一項及び第三
九年法律第	十二条第一項並びに第十四	十九年法律第	十二条第一項並びに第十四
百二十九号)	条(第三十二条第四項におい	百二十九号)	条(第三十二条第四項におい
及び同法の施	て準用する場合を含む。)の	及び同法の施	て準用する場合を含む。)の
行のための規	規定による貸付決定通知書	行のための規	規定による貸付の決定に係
則に基づく貸	及び貸付不承認決定通知書	則に基づく貸	る通知書
付に係る申請	ロ 母子及び父子並びに寡婦	付に係る申請	ロ 母子及び父子並びに寡婦
書、届書その	福祉法施行細則(昭和四十年	書、届書その	福祉法施行細則(昭和四十年
他の書類の受	三重県規則第五号。以下この	他の書類の受	三重県規則第五号。以下この
理並びに通知	項において「規則」という。)	理並びに通知	項において「規則」という。)
書、納入通知	第一条第一項の規定による	書、納入通知	第一条の規定による母子福
書その他の書	母子福祉資金貸付申請書、父	書その他の書	祉資金貸付申請書、父子福祉
類の交付に関	子福祉資金貸付申請書及び	類の交付に関	資金貸付申請書、寡婦福祉資
する事務で別	寡婦福祉資金貸付申請書、同	する事務で別	金貸付申請書、母子福祉資金
に規則で定め	条第四項の規定による継続	に規則で定め	団体貸付申請書、父子福祉資
るもの	貸付申請書並びに同条第五	るもの	金団体貸付申請書及び寡婦
	項の規定による母子福祉資		福祉資金団体貸付申請書
	金団体貸付申請書、父子福祉		
	資金団体貸付申請書及び寡		
	婦福祉資金団体貸付申請書		
	ハ (略)		ハ (略)
	ニ 規則第二条の二の規定に		ニ (略)
	よる在学証明書等		
	ホ (略)		
	ヘ 規則第三条の二第一項の		
	規定による連帯保証人変更		
	申請書		
	ト 規則第三条の二第二項の		
	規定による連帯保証人変更		
	決定通知書及び連帯保証人		
	変更不承認決定通知書		
	チ 規則第四条第一項の規定		ホ 規則第四条の規定による
	による休学届及び復学届並		休学届、復学届及び貸付金辞
	びに同条第二項の規定によ		退申出書
	る貸付金辞退申出書		
	リ 規則第五条第一項の規定		ヘ 規則第五条の規定による
	による貸付金増額申請書		貸付増額申請書
	ス 規則第五条第二項の規定		
	による貸付金増額決定通知		
	書及び貸付金増額不承認決		

三 〃 二 十 三 (略)	(略)	<p>定 通知書</p> <p>ル 規則第五条の一第一項の 規定による貸付金減額申請 書</p> <p>ヲ 規則第五条の一第二項の 規定による貸付金減額決定 通知書</p> <p>リ 規則第六条第一項の規定 による貸付金償還免除申請 書</p> <p>カ 規則第六条第二項の規定 による貸付金償還免除決定 通知書及び貸付金償還免除 不承認決定通知書</p> <p>ヨ 規則第七条第一項の規定 による貸付金償還猶予申請 書</p> <p>タ 規則第七条第二項の規定 による貸付金償還猶予決定 通知書及び貸付金償還猶予 不承認決定通知書</p> <p>レ 規則第八条第一項の規定 による違約金不徴収申請書</p> <p>ソ 規則第八条第二項の規定 による違約金不徴収決定通 知書及び違約金不徴収不承 認決定通知書</p> <p>ツ 規則第九条第一項の規定 による貸付金繰上償還申請 書</p> <p>ネ 規則第九条第二項の規定 による貸付金繰上償還決定 通知書</p> <p>ナ 規則第九条の一第一項の 規定による貸付金償還計画 変更申請書</p> <p>ラ 規則第九条の一第二項の 規定による貸付金償還計画 変更決定通知書及び貸付金 償還計画変更不承認決定通 知書</p> <p>ム (略)</p> <p>ウ 規則第十一条の二の規定 による口座握替の方法によ り納入又は払込みを行う者 の内、口座握替が不能となつ た者の納入通知書</p>	<p>ト 規則第六条の規定による 貸付金償還免除申請書</p> <p>チ 規則第七条の規定による 貸付金償還猶予申請書</p> <p>リ 規則第八条の規定による 違約金不徴収申請書</p> <p>ヌ 規則第九条の規定による 貸付金繰上償還申請書</p> <p>ル (略)</p>	三 〃 二 十 三 (略)
----------------------------------	-----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------

啓 事

「心豊かに、命豊かに暮らす」を心がける。

告 示

三重県告示第 123 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から新設の届出がなされたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 4 年 3 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ザ・ビッグエクストラ亀山市田村町店
亀山市田村町字鳶ヶ尾 676-1 他
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
イオンビッグ株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目 25 番 8 号	小林 健太郎
株式会社NSAK	愛知県春日井市大留町四丁目 6 番地の 3	安藤 通康

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
イオンビッグ株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目 25 番 8 号	小林 健太郎
株式会社ホームセンターアント	愛知県春日井市大留町四丁目 6 番地の 3	安藤 通康

- 3 大規模小売店舗の新設をする日
令和 4 年 10 月 29 日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
8,136 ㎡
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数及び位置

駐 車 場	収 容 台 数	位 置
駐 車 場	393 台	縦覧による
合 計	393 台	

- (2) 駐輪場の収容台数及び位置

駐 輪 場	収 容 台 数	位 置
駐 輪 場 1	126 台	縦覧による
駐 輪 場 2	75 台	縦覧による
合 計	201 台	

- (3) 荷さばき施設の面積及び位置

荷さばき施設	面 積	位 置
荷さばき施設 1	126 ㎡	縦覧による

荷さばき施設 2	60 m ²	縦覧による
合 計	186 m ²	

(4) 廃棄物等の保管施設の容量及び位置

廃棄物保管施設	容 量	位 置
廃棄物保管施設 1	14.9 m ³	縦覧による
廃棄物保管施設 2	10.6 m ³	縦覧による
廃棄物保管施設 3	10.9 m ³	縦覧による
廃棄物保管施設 4	14.4 m ³	縦覧による
合 計	50.8 m ³	

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

名 称	開店時刻	閉店時刻
イオンビッグ株式会社	午前 8 時	午後 10 時
株式会社ホームセンターアント	午前 8 時	午後 10 時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	駐車可能時間帯
駐車場	午前 7 時 30 分から午後 10 時 30 分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場	出入口の数	位 置
駐車場	4 箇所	縦覧による
合計	4 箇所	

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設 1	24 時間
荷さばき施設 2	午前 6 時から午後 10 時まで

7 届出の日

令和 4 年 2 月 28 日

8 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

9 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 4 年 3 月 22 日から同年 7 月 22 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

公安委告示

三重県公安委員会告示第 2 号

幹部交番、交番、警察官駐在所等の名称、位置及び所管区（昭和 45 年三重県公安委員会告示第 1 号）の一部を次のように改正し、令和 4 年 4 月 1 日から施行します。

令和 4 年 3 月 22 日

三重県公安委員会委員長 種 橋 潤 治

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正します。

改 正 後	改 正 前

警察署 の名称	幹部交番 の名称及 び位置	交番、警察官 駐在所、警備 派出所及び検 問所の名称及 び位置	所管区
(略)	(略)	(略)	(略)
いなべ 警察署		(略)	(略)
		藤原警察官駐 在所 いなべ市 藤原町志 礼石新田	いなべ市のうち 藤原町
(略)	(略)	(略)	(略)
松阪警 察署		(略)	(略)
		愛宕町交番 松阪市愛宕 町四丁目	松阪市のうち 新屋敷町、下七見町、上 七見町、和屋町、立田町、 朝田町、幸生町、大津町、 田原町、垣鼻町、春日町 一丁目、春日町二丁目、 春日町三丁目、駅部田 町、御殿山町、小黒田町、 茶与町、白粉町、湊町、 平生町、愛宕町、愛宕町 一丁目、愛宕町二丁目、 愛宕町三丁目、愛宕町四 丁目、挽木町、清生町、 東町、西野々町、古井町、 大宮田町、佐久米町、南 町、長月町、五十鈴町
		(略)	(略)
		東黒部警察官 駐在所 松阪市東黒 部町	(略)

警察署 の名称	幹部交番 の名称及 び位置	交番、警察官 駐在所、警備 派出所及び検 問所の名称及 び位置	所管区
(略)	(略)	(略)	(略)
いなべ 警察署		(略)	(略)
		東藤原警察官 駐在所 いなべ市 藤原町志 礼石新田	いなべ市のうち 藤原町下相場、藤原町 下野尻、藤原町石川、 藤原町東禅寺、藤原町 西野尻、藤原町大貝戸、 藤原町市場、藤原町長 尾、藤原町日内、藤原 町川合、藤原町志礼石 新田、藤原町別名
		白瀬警察官駐 在所 いなべ市 藤原町本 郷	いなべ市のうち 藤原町上相場、藤原町 藤ヶ丘、藤原町本郷、 藤原町坂本、藤原町山 口、藤原町篠立、藤原 町古田、藤原町上之山 田、藤原町鼎
(略)	(略)	(略)	(略)
松阪警 察署		(略)	(略)
		愛宕町交番 松阪市愛宕 町四丁目	松阪市のうち 東町、幸生町、大津町、 田原町、垣鼻町、春日 町一丁目、春日町二丁 目、春日町三丁目、駅 部田町、御殿山町、小 黒田町、茶与町、白粉 町、湊町、平生町、愛 宕町、愛宕町一丁目、 愛宕町二丁目、愛宕町 三丁目、愛宕町四丁目、 挽木町、清生町、南町、 長月町、五十鈴町
		(略)	(略)
		朝見警察官駐 在所 松阪市佐久	(略)
		松阪市佐久	松阪市のうち 新屋敷町、下七見町、 上七見町、和屋町、立

					米町	田町、朝田町、佐久米町、西野々町、古井町、大宮田町
		(略)	(略)		(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)
鳥羽警察署		(略)	(略)		(略)	(略)
大王幹部 交番 志摩市 大王町 波切	所在地	志摩市のうち 大王町、志摩町片田、 志摩町布施田			志摩市のうち 大王町	
				片田警察官駐在所	志摩市のうち 志摩町片田、志摩町布施田	
				志摩市志摩町片田		
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
尾鷲警察署		(略)	(略)		(略)	(略)
三木里警察官 駐在所 尾鷲市三木 里町	尾鷲市のうち	九鬼町、早田町、三木浦町、盛松、小脇町、名柄町、三木里町、古江町、賀田町、曾根町、梶賀町			尾鷲市のうち 九鬼町、早田町、三木浦町、盛松、小脇町、名柄町、三木里町	
				賀田警察官駐在所	尾鷲市のうち 梶賀町、曾根町、賀田町、古江町	
				尾鷲市賀田町		
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)		(略)	(略)		(略)	(略)

公 告

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 2 項の規定により、次の基本測量が令和 4 年 2 月 28 日に終了した旨、国土地理院の長から通知がありました。

令和 4 年 3 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
基本測量（電子基準点現地調査）
- 2 作業地域
津市、伊勢市、松阪市、桑名市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、いなべ市、志摩市、伊賀市、多気郡大台町、度会郡度会町、同郡大紀町、同郡南伊勢町、北牟婁郡紀北町及び南牟婁郡紀宝町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 2 項の規定により、次の基本測量が令和 4 年 2 月 28 日に終了した旨、国土地理院の長から通知がありました。

令和 4 年 3 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
基本測量（地盤沈下関連水準測量及び河川事業に伴う水準測量）
- 2 作業地域
四日市市、桑名市及び三重郡朝日町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、津市長から通知がありました。

令和 4 年 3 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（3 級基準点測量）
- 2 作業期間
令和 4 年 3 月 7 日から同月 25 日まで
- 3 作業地域
津市白塚町及び同市栗真小川町

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 4 年 3 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 4 年 3 月 8 日	名張市蔵持町里 3340 ほか 36 筆	新潟県新潟市南区清水 4501-1 株式会社コメリ 代表取締役 捧 雄一郎

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

令和 4 年 3 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 特定役務の名称 令和 3 年度～令和 8 年度 三重県立子ども心身発達医療センター清掃業務委託
- 2 担 当 部 局 三重県津市大里窪田町 340 番 5
三重県立子ども心身発達医療センター 総務企画課
- 3 落札者決定日 令和 4 年 2 月 22 日
- 4 落 札 者 三重県津市北丸之内 191
中部商事株式会社 代表取締役 川治 友和
- 5 落 札 金 額 入札価格 235,800,000 円
契約金額 259,380,000 円
- 6 決 定 手 続 一般競争入札（総合評価方式）
- 7 入 札 公 告 日 令和 3 年 12 月 3 日

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

令和 4 年 3 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 特定役務の名称 令和 3～6 年度 三重県保健環境研究所清掃業務委託
- 2 担 当 部 局 三重県四日市市桜町 3684-11

	三重県保健環境研究所企画調整課
3 落札者決定日	令和4年3月4日
4 落札者	三重県桑名市有楽町65番地 キクタ総業株式会社 代表取締役 菊田 喜之
5 落札金額	入札価格 23,648,400 円 契約金額 26,013,240 円
6 決定手続	総合評価一般競争入札
7 入札公告日	令和3年12月24日

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
